

## 【障害者福祉計画の期間】

東村山市障害者福祉計画は、平成 30 から令和 5 年度を計画期間とする 6 か年計画です。また、本計画が内包する障害福祉計画の計画期間については、次に示すとおりです。

	年度					
	平成30	令和元	2	3	4	5
東村山市地域福祉計画	第5次					
◎障害者福祉計画	第5次					
障害福祉計画	第5期			第6期		
障害児福祉計画	第1期			第2期		

\* 今年度は障害福祉計画の第6期と障害児福祉計画の第2期を策定します。

(計画策定スケジュール予定)

8月26日	第1回障害者福祉計画推進部会
9月	事業者アンケート配布
10月頃～	アンケートに基づいた事業所ヒアリング
10月～12月	第2回障害者福祉計画部会
10月～12月	東京都ヒアリング
12月頃	第3回障害者福祉計画部会
1月～2月	パブリックコメント
2月～3月	第4回障害者福祉計画部会